

## 熊野古道伊勢路世界遺産登録 15 周年のぼり旗製作等業務 仕様書

### 1. 業務名

熊野古道伊勢路世界遺産登録 15 周年のぼり旗製作等業務

### 2. 事業の目的

2019 年は熊野古道が世界遺産登録されてから 15 周年を迎える記念の年であり、三重県では熊野古道伊勢路への誘客を図る絶好の機会であることから、15 周年記念 P R 等ののぼり旗を製作し、熊野古道伊勢路の情報を発信することにより、熊野古道伊勢路への来訪促進に繋がります。

ついては、当該業務を委託すべき事業者を選定するため、企画提案コンペを下記のとおり実施します。

### 3. 委託等業務の内容

#### (1) 熊野古道伊勢路世界遺産登録 15 周年のぼり旗製作業務

(ア) サイズ 幅 5 0 c m × 高さ 1 8 0 c m

(イ) 布地の種類 ポリエステルポンジ

(ウ) チギレの位置 上部 3 箇所、左部 5 箇所

(エ) 作成数量 5 0 0 枚

#### (オ) デザイン企画提案にあたっての留意事項

- ・熊野古道の世界遺産登録 15 周年を広く P R し、誰もが見やすく解りやすいものとする。
- ・熊野古道伊勢路の魅力を表現し、見る人の印象に残るインパクトのあるデザインとする。
- ・以下に示すテキスト及び伊勢路ロゴマークを必ず反映したのぼり旗のデザインとする。

「熊野古道伊勢路」、「熊野古道世界遺産登録 15 周年」

「熊野古道伊勢路ロゴマーク【3色】(別添ロゴマーク)

#### (カ) のぼり旗の設置想定場所

- ・熊野古道伊勢路の各峠登り口や降り口
- ・熊野古道伊勢路沿い
- ・熊野古道世界遺産登録 15 周年記念等事業の実施場所
- ・三重県・市町村庁舎等

#### (2) 2.4m スタンドポール(2 段伸縮) 白色 5 0 0 本

#### 4. 業務実施上の条件

- ア 委託業務の実施にあたって、本仕様書に定めのない細部のデザイン案の一部修正が生じた場合は、東紀州地域振興公社と協議・調整を行ないながら実施するものとする。
- イ 本契約に基づく成果物の所有権は、東紀州地域振興公社へ成果物の引き渡し完了したときに、東紀州地域振興公社に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。但し、成果物等のうち、次の著作物の著作権については、東紀州地域振興公社に帰属しないものとする。
- (ア) 雑誌等紙媒体の掲載記事
  - (イ) テレビ番組
  - (ウ) 広告制作にあたって受託者が複製権、使用権を得た著作物
- ウ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、あらかじめ東紀州地域振興公社に承諾を得た場合は、この限りではない。
- エ 掲載内容については、受託者において適切な内容を確保すること。
- オ 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- カ 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例に準じた適用を受けるものとする。
- キ 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で東紀州地域振興公社に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- ク 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ケ 東紀州地域振興公社が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく東紀州地域振興公社と協議を行うものとする。
- コ 業務契約履行後に受託者の責による重大な誤りが発見された場合、適切な対応を行うものとする。

#### 5. 納品する成果品

- ・のぼり旗 500枚
  - ・上記成果物に関する電子データ 1式
- 以後の編集が可能なデータ形式（Illustrator等）及びホームページ掲載を想定したデータ形式（PDF等）とし、CD-R等の記録媒体で納品すること。

・2.4mスタンダードポール(2段伸縮) 白色 500本

6. 納品期限 平成31年3月15日(金) 17時まで

7. 納品先 東紀州地域振興公社 紀南事務所